

《声明》

「ロシアのプーチン政権のウクライナ侵略を非難し平和な世界を目指す」

ロシアが2月24日ウクライナに侵攻しました。民間人の殺戮、病院等の施設への爆撃、原子力発電所への攻撃が行われています。少なくとも24の医療施設が攻撃され、子どもを含む無辜の人々が命を失い、1000万人を超える難民が国内外へ避難をしています。国連は、ウクライナ側の死者は確認されただけで約900人、内子どもが100人以上と明らかにしました。

ロシアの軍事行動は、主権の尊重と領土の保全、武力行使の禁止を義務付けた国連憲章に反する侵略であり断じて許すことはできません。さらに原発への攻撃はジュネーブ条約第1追加議定書第56条に違反します。原発が多数稼動する国が戦場になったのはウクライナが初めてで、欧州最大級のザポロジエ原発は6基が設置されており、ロシア軍の砲撃は原発の爆発事故につながる危険性があります。これは核兵器禁止条約違反であり断じて許すわけにはいきません。

ジュネーブ文民条約18条は文民病院への攻撃を厳しく禁じており、ロシアの無差別攻撃は国際人道法違反です。ロシアの蛮行に対して国際児童基金(ユニセフ)、国連人口基金(UNFPA)、世界保健機関(WHO)は共同で、ロシアの病院への攻撃に対して抗議声明を出しました。

国際司法裁判所は、ウクライナの提訴を受け、ロシアのウクライナ侵攻に関する審理を開始し、3月16日に即時停止するよう命じる仮保全措置を出しました。措置は法的拘束力を持っており法治国家として従うことは当然です。ロシアが国際司法裁判所の命令を無視することは、自国の孤立を深め、国連憲章を真っ向から否定する蛮行以外の何物でもないことを示すこととなります。

ロシア政府に対して、敵対行為の即時停止、人道支援のアクセス確保、ジュネーブ条約など国際人道法の尊重を求めます。

国連では安全保障理事会で、ロシアが拒否権を使い決議を上げることができませんでした。大国中心の協議の場の限界がありましたが、3月3日の国連総会緊急特別会合では141カ国の圧倒的多数がロシアを国連憲章違反と非難し、即時・無条件撤退を求める決議を上げました。さらに24日の緊急特別会合の人道決議に140カ国が賛成しました。世界の各国の結集による力がこの行き詰まりを打破したといえます。しかしながら、国連総会決議で40数ヶ国は決議に棄権または退席をしました。この国々へは、国連決議を守る立場で協力を求め、外交努力を継続するよう日本国政府に求めます。「核には核」「力には力」という抑止力論の破綻は2度の世界大戦の経験を通して、国連憲章で明確に否定されました。武力応酬や抑止力による解決が人類的な破滅になることを確認しなければなりません。また核兵器や生物化学兵器などの使用は絶対あってはならないことであり、人類史上唯一の被爆国である日本の政府が、ロシアをはじめ世界の各国に対して明確に使用反対の表明をすべきです。軍事力によらない、日本国憲法9条を生かした外交努力により平和を構築するために力を注ぐことを求めます。

ロシアのウクライナ侵略に反対する世界的な声が上がっています。私たちはこの声をさらに国内外で大きくしていくことが大切になっています。特にロシアの反戦市民とつながりと世論を喚起することが重要です。ウクライナの平和と主権の回復を実現するため、平和的な国際秩序の構築を目指し世界の人々、更にウクライナ、ロシアの市民との連帯を強め、平和的な絆を一層強固なものとするため行動します。